

佐世保市監査委員公表第28号

定期監査に係る措置について

定期監査の結果について措置を講じた旨の通知があったので、佐世保市監査委員監査基準第18条第1項の規定により、別紙のとおり公表します。

地域未来共創部 分

令和7年9月2日

佐世保市監査委員	宮	崎	祐	輔
佐世保市監査委員	赤	瀬	隆	彦
佐世保市監査委員	井	上	友	子



7 地 第 1 0 0 号
令和7年8月28日

佐世保市監査委員 宮崎 祐輔 様
佐世保市監査委員 赤瀬 隆彦 様
佐世保市監査委員 井上 友子 様

佐世保市長 宮島 大典



監査結果に対する措置について（通知）

令和7年7月22日付、佐世保市監査委員報告第11号で提出された監査結果報告
について、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

以 上

佐世保市監査事務局
令和7年8月28日
第 号

措置通知書

地域未来共創部 地域交通課

報告を受けた事項	措置状況
1. 支出事務 ① 他課の職員の出張命令伺において、佐世保市事務処理規程第8条第1項第1号で「主幹及び課長補佐職以下の職員の出張命令…に関する事。」は、課長専決事項と規定されているにもかかわらず、所属長の決裁を受けていないものがあった。	規程の認識はあったものの、起案・決裁の過程において起案者及び決裁者の確認が漏れていたため、他課職員の所属長の決裁を受けていなかったものです。 今回の指摘を受け令和7年6月16日に改めて資産経営課長に決裁を受けました。 今回の指摘内容について、課内において規程を確認し職員にも周知しました。 今後は、起案内容に関し、特に管理職における決裁過程において、関係課の有無及び関係課への決裁や合議の必要性の有無を意識した確認を徹底することで、再発防止を図ります。
2. 財産管理事務 ① 備品において、佐世保市物品会計規則第22条第1項で「…備品を…処分…したときは、契約課長に報告しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、処分した備品について報告していなかった。	規則の認識不足により、処分した備品について報告を行っていなかったものです。また、年度末の備品台帳との照合確認が不十分でもありました。 当該備品については、指摘を受けた後、令和7年6月11日付で契約課へ「物品処分書」を提出いたしました。 また、その他の備品についても備品台帳と現物の照合を行い、相違ないことを確認しました。 今回の指摘内容について、課内において規則を確認し、職員にも周知しました。 今回の件に関して、起案時に物品会計規則の該当条項等を記載すべきであり、今後は、起案・決裁過程において、起案内容に関し、根拠規則等の確認を習慣づけるとともに、物品管理者による年度末の台帳と現物の照合確認を徹底することで再発防止を図ります。

措置通知書

地域未来共創部 若者・活躍未来づくり課

報告を受けた事項	措 置 状 況
1. 収入事務 ① 移住応援補助成金返還金において、佐世保市財務規則第27条第1項で「出納閉鎖期日…までに収入されなかった歳入金…は、閉鎖期日の属する年の6月1日において、閉鎖期日の属する年度に繰越調定をするものとする。」と規定されているにもかかわらず、繰越調定をしていなかった。 ② 移住応援補助成金返還金において、債権管理マニュアルに基づく催告状の送付等滞納整理事務を行っていなかった。	規則の認識不足により、補助金返還に伴う収入未済について繰越調定をしていなかったものです。 なお、当該歳入に係る繰越調定につきましては、令和6年6月1日付で遡及処理を行いました。 今回の指摘を受け、令和7年7月1日に、佐世保市財務規則について、課内全職員での再確認を行い、収入未済、繰越調定等の収入事務の適正処理について周知徹底を図りました。 また、次年度予算への反映や歳入処理等の事務に遺漏が生じないように庁内グループウェアのスケジュール機能を活用し、課員全員で随時確認できる運用とすることとしました。 前担当からの引継ぎが適切に実施されておらず、かつ旧出身課である地域政策課の債権管理マニュアルの確認不足及び認識不足により、補助金返還が未収となっている債権について、催告状の送付等滞納整理事務を行っていなかったものです。 令和7年6月25日に、旧地域政策課の債権管理マニュアルを基礎に、当課債権管理マニュアルを作成し、課内でその事務処理手順等についての周知を行い、滞納整理事務を再開させ、令和7年7月18日に債権回収対象者の居住を確認、同月28日に催告書を送付しました。 また、令和7年8月19日に、事務引継書（演述書）の定型化を図り、債権管理手続きの明記を必須事項とするとともに、毎月1日に債権管理事務の状況報告を課内で実施することとしました。

措置通知書

地域未来共創部 若者・活躍未来づくり課

報告を受けた事項	措置状況
2. 支出事務 ① 他課の職員の出張命令伺において、佐世保市事務処理規程第8条第1項第1号で「主幹及び課長補佐職以下の職員の出張命令…に関する事。」は、課長専決事項と規定されているにもかかわらず、所属長の決裁を受けていないものがあった。 ② 旅費（概算払）において、佐世保市財務規則第118条第2項で「概算払を受けた者は、その用件終了後7日以内に精算書により…会計管理者に提出しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、精算が遅れているものがあった。	規程の認識はあったものの、起案者及び決裁者による確認が漏れていたため、他課職員の出張命令について、所属長の決裁を受けていなかったものです。 今回の指摘を受け令和7年8月7日に遡及処理により改めて資産経営課長に決裁を受けました。 また、今回の指摘内容について、令和7年7月1日に、佐世保市事務処理規程について課内全職員での再確認を行い、専決区分や電子決裁の正しい運用について周知徹底を図りました。 規則の誤認識により、要件終了後7日以内に会計管理者に精算書を提出していなかったものです。 今回の指摘を受け、令和7年7月1日に、佐世保市財務規則について課内全職員で再確認を行い、会計管理室への精算書の提出を7日以内に行うよう周知徹底を図りました。 また、事務に遺漏が生じないよう、支出伝票起票時に精算期限日を庁内グループウェアの課スケジュールに入力し、課員全員で随時確認できる運用とすることとしました。

措置通知書

地域未来共創部 若者・活躍未来づくり課

報告を受けた事項	措置状況
③ 負担金（資金前渡）において、佐世保市財務規則第110条第2項第2号で「…前渡金にあつては、その用件終了後7日以内に前渡金精算書を作成し、その支払いを証する書類を添付して…会計管理者に提出すること。」と規定されているにもかかわらず、精算が遅れていた。	規則の認識はあったものの、処理を失念していたため、精算が遅れたものです。 今回の指摘を受け、令和7年7月1日に、佐世保市財務規則について課内全職員で再確認を行い、会計管理室への精算書の提出を7日以内に行うよう周知徹底を図りました。 また、事務に遺漏が生じないように、支出伝票起票時に精算期限日を庁内グループウェアの課スケジュールに入力し、課員全員で随時確認できる運用とすることとしました。
3. 契約事務 評価イベント開催に向けた調査業務委託ほかの契約において、佐世保市文書規程第18条で「…契約…に関する起案文書は、すべて総務課長の審査を受けなければならない。ただし、常例的なもので総務課長が審査対象外に指定したものは、この限りでない。」と規定されているにもかかわらず、審査対象外指定文書の一部を変更している契約に関する起案文書について総務課長の審査を受けていないものがあつた。	規程の認識不足により、審査対象外指定文書の一部を変更した請書（第293号）の使用について、総務課長の審査を受けていなかったものです。 今回の指摘を受け、令和7年8月7日に遡及処理により改めて総務課長の決裁を受けました。 加えて、佐世保市文書規程について、令和7年7月1日に、課内全職員での再確認を行い、 ①起案時に審査対象外指定文書をもって対応が可能なかを起案者が確認すること及び総務課長の審査が必要な内容については、総務課長が決裁者に含まれているか起案者及び課内決裁者が確認する ②審査対象外指定文書を用いた起案時には、庁内FAQより最新の様式を都度ダウンロードし起案する ③起案者は「起案文書へ審査対象外指定文書番号（最新の指定日付含む）を記載」し、決裁ラインで確認することを周知徹底しました。 なお、今後、当課が常例的なものを審査対象外の指定を受ける場合は、様式そのものに編集制限をかける手法（セルごとに編集制限をかけられるExcel形式）をもって様式を管理運用することで、抜本的な対策とします。

措置通知書

地域未来共創部 若者・活躍未来づくり課

報告を受けた事項	措 置 状 況
4. 財産管理事務 ① 高砂駐車場無料券において、受払簿を備え付けていないため、現有枚数との確認ができなかった。	高砂駐車場無料券の運用マニュアルの認識はあったものの、受払簿の備え付けについて認識不足のため、現有枚数との確認ができていなかったものです。 今回の指摘を受けて、令和7年6月24日に受払簿を作成し、現有枚数との確認を行いました。 また、当課における高砂駐車場無料券の管理・交付を地域政策課で一元管理するものとし、当課が管理していた高砂駐車場無料券は令和7年6月24日に資産経営課へ返却しました。

措置通知書

地域未来共創部 宇久行政センター住民課

報告を受けた事項	措 置 状 況
1. 収入事務 ① 領収書綴において、佐世保市財務規則第77条第1項で「出納員は、領収書綴受払簿を備え領収書綴の受払いを整理しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、領収書綴受払簿に受払いを整理していないものがあった。 ② 行政財産目的外使用料において、佐世保市税外諸収入金の督促、延滞金及び滞納処分に関する条例第2条第1項で「市長は、税外諸収入金を納期限…までに納付しない者に対しては、納期限後20日以内に督促状を発しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、督促状を発していなかった。	財務規則の誤認識により、未使用の領収書綴4冊について、受けた時点で領収書綴受払簿へ記載し整理（管理）をしていなかったものです。 なお、使用中の領収証綴1冊は領収証綴受払簿に記載していました。 今回の指摘を受け、令和7年6月5日、領収書綴受払簿に未使用の領収書について記載を行うとともに、同日の課内会議において、課員全員に領収証綴受払簿の整理の考え方等について指導しました。 財務規則等に基づく督促状発送の認識はあったものの、納入確認が十分にできていなかったものです。 なお、当該歳入については令和6年6月3日に収納済となっています。 今回の指摘を受け、令和7年7月17日の朝礼において規定及び債権管理マニュアルの再確認を行い、適正な事務処理を行うよう周知徹底しました。 また、業務の進捗管理の一項目として、令和7年度から「歳入におけるチェックリスト」を作成し、日常業務での処理のチェックなどに課全体として取り組んでいます。

措置通知書

地域未来共創部 宇久行政センター住民課

報告を受けた事項	措置状況
2. 契約事務 ① 宇久行政センター時間外窓口等業務委託契約において、佐世保市財務規則第144条第3号に規定する契約保証金の免除の要件に該当しないにもかかわらず、契約保証金を免除していた。 ② 佐世保市宇久地区消防設備保守点検業務及び防火対象物定期点検業務委託契約において、佐世保市業務委託の予定価格及び最低制限価格の決定等に係る事務処理要綱第5条第2号で「コンサル業務以外…入札書比較最低制限価格（…算出された額に100円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。）に消費税等相当額を加算した額」を最低制限価格の算出方法とすると規定されているにもかかわらず、誤った金額を最低制限価格として設定していた。	財務規則の確認（入札参加資格の有無があるかどうか）不足により、契約保証金免除要件に該当しないにも関わらず免除として契約締結をしたものです。 今回の指摘を受け、令和7年7月17日の朝礼において、契約保証金免除の要件を財務規則等により再確認し、適正な事務処理を行うよう周知徹底しました。 要綱の認識不足及び最新の様式を使用していなかったことにより、誤った金額を最低制限価格として設定していたものです。 なお、入札結果に影響はありませんでした。 今回の指摘を受け、令和7年7月17日の朝礼において、契約にあたっては、契約課から発出されている最新の例規情報（佐世保市財務規則、佐世保市業務委託の契約事務に関する基幹要綱等）の確認を徹底するとともに、契約に使用する様式についても最新の様式を使用し、適正な事務処理を行うよう周知徹底しました。

措置通知書

地域未来共創部 宇久行政センター産業建設課

報告を受けた事項	措 置 状 況
1. 財産管理事務 ① 市有財産賃貸借契約において、佐世保市事務処理規程第7条第5号で「不動産の貸付けに関すること（職員駐車場に関することを除く。）」は、部長等専決事項と規定されているにもかかわらず、部長の決裁を受けていなかった。	規則の認識不足により部長専決事項とされている案件を課長専決事項として処理していたものです。 当該契約の決裁については、令和7年6月11日に改めて部長決裁を受けました。 今回の指摘を受け、業務担当者が変わるたびに同様の間違いを起こさないよう、担当者間の業務にかかるスケジュール管理表に事務処理規程等関係法令の確認を促す文言を補記し、電子決裁の参照起票を利用する際は、起案内容等を精査し、安易に複写による処理をすることがないよう見直したうえで、起案・決裁段階において担当者のみでなく決裁者も内容及び専決事項等を十分に確認することとしました。